

◎新潟県告示第881号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定する。

平成28年8月16日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 通船川内水面貯木場特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

新潟市東区下木戸地内の県道新潟新発田村上線と県道新潟港横越線との交点を起点とし、ここから県道新潟港横越線を北に進み、市道山ノ下東港1号線との交点に至る。ここから同市道を東に進み、さらに市道松崎線を東に進み、さらに市道東3-620号線を南に進み、市道東3-571号線との交点から市道松崎逢谷内線を南に進み、県道新潟新発田村上線との交点に至る。ここから同県道を西に進み起点と結ぶ内部一円の区域とする。

(3) 面積

246ヘクタール

(4) 存続期間

平成28年11月1日から平成38年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

2 鳥屋野潟特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

新潟市中央区紫竹山地内弁天橋北詰を起点として、市道弁天橋姥ヶ山線、市道南7-52号線、市道南7-232号線を南に進み、小松堀との交点に至る。ここから同堀を西に進み、清五郎排水路との交点に至る。ここから同排水路を南に約200メートル進み、市道鐘木鍋潟新田線に入る。ここから同市道を西に進み、市道祖父興野鐘木線を経て、県道新潟小須戸三条線との交点に至る。ここから同県道を北に進み、鳥屋野潟放水路右岸との交点を東に進み、鐘木橋に至る。ここから市道南7-74号線を北に進み、市道南7-69号線を経て市道鳥屋野女池線との交点に至る。ここから市道鳥屋野女池線を東に進み小張ノ木橋に至る。ここから鳥屋野潟北側の土手を東に進み、桜木橋に至る。ここから市道鳥屋野女池線を東に進み、市道女池紫竹山線を経て起点と結ぶ内部一円の区域から鳥屋野潟鳥獣保護区を除いた区域とする。

(3) 面積

547ヘクタール

(4) 存続期間

平成28年11月1日から平成38年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

3 東大通川特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

県道新潟小須戸三条線と市道大秋新通線の交点を起点とし、ここから同市道を南東に進み市道新津1-200号線との交点に至る。ここから市道新津1-200号線を東に進み、大通幹線排水路右岸に至る。ここから同排水路右岸を南に進み、小須戸幹線排水路左岸との交点に至る。ここから同排水路左岸を北西に進み、大秋排水機場に至る。ここから同排水機場敷地界に沿って県道新潟小須戸三条線に至る。ここから同県道を北に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

34ヘクタール

(4) 存続期間

平成28年11月1日から平成38年10月31日まで

- (5) 禁止に係る特定猟具の種類
銃器

4 百川・九日市特定猟具使用禁止区域

- (1) 目的
危険防止のため

- (2) 区域

村上市九日市地内の広域農道下越中部線の公園橋を起点とし、ここから市道小口川13号線を北に進み、県道岩船町停車場・岩船線と通称笛吹川支川排水路との交点に至る。ここから同排水路を北に進み、市道今宿小口川線との交点に至る。ここから同市道を東に進み、JR羽越本線の笛吹踏切に至る。ここから鉄道に沿って南に進み、村上市牧目地内の小色部踏切に至る。ここから市道桃川牧目線を西に進み、広域農道下越中部線との交点に至る。ここから同農道を北に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

- (3) 面積
55ヘクタール

- (4) 存続期間
平成28年11月1日から平成33年10月31日まで

- (5) 禁止に係る特定猟具の種類
銃器

5 中ノ口川特定猟具使用禁止区域

- (1) 目的
危険防止のため

- (2) 区域

燕市小高地内の佐渡橋北詰を起点とし、ここから市道日之出町10号線に入り、市道日之出町12号線との交点に至る。市道日之出町12号線を西に進み、中ノ口川左岸沿いの市道日之出町1号線との交点に至る。市道日之出町1号線を中ノ口川上流側に進み、県道燕白根線との交点に至る。ここから同県道、主要地方道新潟燕線を西に進み、国道289号に至る。ここから国道289号を南西に進み、主要地方道燕地蔵堂線に至る。ここから同県道を南に進み、燕市大曲地内で市道大曲53号線との交点に至る。ここから同市道を進み、市道八王寺大曲川原線を中ノ口川上流側に進み、市道八王寺横田堤防線との交点に至る。同市道を進み、市道道金水道町線との交点に至る。ここから市道道金水道町線を南東に進み、中ノ口川水門を越え中ノ口川右岸に至る。ここから燕市道金地内の燕市道金浄水場堤防側の河川管理通路を中ノ口川下流側に進み、市道八王寺堤防1号線に至る。ここから市道八王寺堤防1号線、市道八王寺堤防2号線を北東に進み、燕市と三条市との境界に至る。ここから市道八王寺堤防線を北東に進み、市道大島220号線に至る。ここから市道大島220号線を中ノ口川下流側に進み、三条市と燕市の境界に至る。ここから市道殿島一丁目上須頃線を北に進み、燕市南一丁目地内で同市道に交わる市道南一丁目2号線に至る。ここから市道南一丁目2号線を北に進み、市道南一丁目3号線との交点に至る。ここから市道南一丁目3号線を北に進み、燕橋東詰を越え、南町遊歩道に至る。ここから同遊歩道を中ノ口川下流側に堤防沿いに進み、市道南五丁目1号線に入り、市道南五丁目2号線との交点に至る。市道南五丁目2号線を西に進み、市道南二丁目3号線に至る。ここから同市道、市道南七丁目1号線を東に進み、河川管理通路に至る。ここから同道路を東に進み、市道井土巻13号線に至る。ここから同市道、市道南七丁目12号線、市道井土巻14号線を東に進み、市道新生町佐渡線との交点に至る。ここから市道新生町佐渡線を北に進み、佐渡橋に至る。ここから同橋を北に進み起点と結ぶ内部一円の区域とする。

- (3) 面積
155ヘクタール

- (4) 存続期間
平成28年11月15日から平成38年11月14日まで

- (5) 禁止に係る特定猟具の種類
銃器

6 長峰池特定猟具使用禁止区域

- (1) 目的
危険防止のため

- (2) 区域

上越市柿崎区三ツ屋浜地内の国道8号線と市道三ツ屋浜坂田線との交点を起点とし、ここから同市道を南東に進み市道上下浜線との交点に至る。ここから市道上下浜線を西北西に進み県道原之町上下浜停車場線と

の交点に至る。ここから同県道を南南東に進み吉川区長峰地内で市道長峰上下浜線との交点に至る。ここから同市道を南南東に進み、市道長峰瀧町線との交点に至る。ここから同市道を西に進み柿崎区地内で市道上下浜長峰線、市道上下浜内雁子線との交点に至る。ここから市道上下浜内雁子線を北西に進み、市道上下浜線との交点に至る。ここから市道上下浜線を北西に進み、国道8号線との交点に至る。ここから同国道を北西に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

133ヘクタール

(4) 存続期間

平成28年11月1日から平成38年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

7 保倉川特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

上越市頸城区西福島地内の県道大瀧直江津線のJR信越本線保倉川踏切を起点とし、ここから同県道を東に進み国道8号線との交点を経て頸城区松本地内の頸城自動車の松本バス停留所に至る。ここから信越化学工業松本社宅跡地の道路を南に進み保倉川を横断し同河川左岸に至る。ここから同河川左岸を下流に進み飯田川との合流点に至る。ここから飯田川右岸を上流に進み国道253号線の千福橋東詰に至る。ここから同国道を西に進み国道8号線との交点に至る。ここから県道三ツ屋中央線を西に進み県道小猿屋黒井停車場線との交点に至る。ここから県道小猿屋黒井停車場線を北に進み市道佐内6号線との交点に至る。ここから同市道を北に進み市道佐内10号線との交点に至る。ここから同市道を北に進み佐内川原町線との交点に至る。ここから同市道を西に進みJR信越線との交点に至る。ここから同線を北に進み保倉川鉄橋を渡り起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

193ヘクタール

(4) 存続期間

平成28年11月1日から平成38年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

8 西福島特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

上越市大字黒井地内の国道8号線と市道国道石橋新田線との交点を起点とし、ここから同市道を南東に進み一級河川瀧川との交点に至る。ここから同河川左岸を北東に約750メートル進み、同河川右岸へ横断し、農道との接点に至る。ここから同農道を南に進み、頸城区浮島地内を経て市道頸城線を横断し、更に南に約150メートル進み、西に約500メートル進み市道上吉一号線との交点に至る。ここから市道上吉一号線を南に進み県道大瀧直江津線との交点に至る。ここから同県道を西に進み国道8号線との交点に至る。ここから同国道を北東に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

197ヘクタール

(4) 存続期間

平成28年11月1日から平成38年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

9 上吉野特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

上越市上名柄地内の市道長岡新田上名柄線と国道253号線との交点を起点とし、同所から同国道を東進し市

道石川岡沢線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道下青野下吉野線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道下青野下五貫野線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道岡沢1号線との交点に至り、同所から同市道を東進し農道との交点に至り、同所から同農道を東進し保倉川左岸に至り、同左岸を東進し県道新井柿崎線に至り、同所から同県道を南西に進み旧上越市と旧中頸城郡三和村との境界との接点に至り、同所から同境界を上吉野池沿いに南西に進み市道石川岡沢線に接続する農道との接点に至り、同所から同農道を西進し市道石川岡沢線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道石川上名柄線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道長岡新田上名柄線との交点に至り、同所から同市道を北進し県道上越頸城大湊線との交点に至り、同所から同県道を北進して起点に至る線により囲まれた区域とする。

(3) 面積

178ヘクタール

(4) 存続期間

平成28年11月1日から平成33年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器